

7 検 査

7 検 査

7・1 主任技術者が行う検査

- 1 給水装置の構造・材質基準に適合していることの検査及び確認を行うこと。
- 2 施工した給水装置の耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行うこと。
- 3 完了届等の書類検査を行うこと。
- 4 主任技術者は管理者の行う検査に立ち会わなければならない。

<解 説>

主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うことを責務としており、給水装置工事が適正に施行されるための検査・確認及び適正に施行されたことの検査・確認をしなければならない。

また、管理者に提出する給水装置工事完了届について、「4 給水装置工事設計図面及び完成図面作成」に基づき、施工された給水装置工事の内容が正確に記載されていること及び必要な提出書類・保存書類等の検査・確認をすること。

1 給水装置の構造・材質の検査

給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認はもとより、管理者の指定する分岐部からメーターまでの工法、工期その他工事上の条件に適合するための検査・確認をすること。

2 耐圧検査及び水質確認

- (1) 耐圧試験は、原則としてメーター設置場所から水圧テストポンプにより 1.75MPa に加圧し、1 分間以上保持させ、水圧の低下の有無を確認することとし、耐圧試験は、上流側分水までと下流側水栓までを行う。なお、配管等の条件から耐圧試験ができない場合は管理者と協議すること。

また、水質確認は、分岐部において残留塩素測定を行い、0.1 mg/L 以上であるかの確認を行うこと。ただし、確認できないときは、水道事務所へ連絡し、指示を受けること。

- (2) 機能試験は、水質の確認後通水し、各給水用具から放流、メーター経由の確認及び吐水量、作動状態などを検査・確認すること。

3 書類検査

給水装置はその大部分が埋設部、隠ぺい部となり、管理者は完了検査時に実際の施工状況の確認が出来ないため、提出された完了届による書類検査となる。このことから、主任技術者は、使用された材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し、提出する完了届と実際の施工の内容が相違ない旨責任をもって検査・確認すること。

4 管理者の行う検査の立会い

主任技術者は管理者の行う検査に立ち会わなければならない。また、管理者が必要と認めた時は、その身分を明らかにしなければならない。

7・2 管理者が行う検査

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 提出された完了届等の書類検査2 現場検査<ol style="list-style-type: none">(1) メーター設置に係る検査(2) 通水検査(3) 水質検査 |
|--|

<解説>

管理者が行う検査は次によるものを原則とする。

1 書類検査

提出された完了届の内容及び給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していることを主任技術者により確認が行われていること等の書類検査を行う。

2 現場検査

- (1) メーターの検針・取替えに支障がないか。
- (2) 完成図面に基づき、給水栓の設置位置等を確認し、メーター経由の確認を行う。
- (3) 末端の給水栓において簡易5項目水質検査（残留塩素、色、濁り、臭い、味）を実施し、残留塩素にあつては0.1 mg/L以上であるかの確認、その他の項目においては異常でないことの確認。

なお、簡易5項目水質検査の結果、水質に問題があると認められる場合は、原因を確認し、状況に応じて立会いの主任技術者と協議のうえ、完了検査の中止若しくは給水停止の措置を講じる。

※工事事業者は、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者として、管理者から指定を受けている。このことから、工事事業者が施工することで、その給水装置工事が適正であると言えなければならない。よって、工事事業者及び主任技術者は、責任を持って給水装置工事の施行及び完了図書の提出をしなければならない。

7・3 検査の合否

- 1 検査に合格した場合は、メーター及び標識（栓番）を掲示（設置）する。
- 2 完了検査に不適切な事項を指摘された場合は、当該事項について修正の上、再検査を受けること。

<解説>

- 1 検査に合格した場合は、メーター設置の後、門戸その他容易に確認できる箇所に標識（栓番）の掲示（設置）を行うため、工事事業者は、その位置について申込者に確認しておくこと。
- 2 給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していない場合は、基準適合品に取り替えるまでの間メーターの設置は行わないものとする。
また、完了検査に不適切な事項を指摘された場合、軽易な図面訂正等で是正できる内容のものについては、工事事業者が速やかに図面の訂正等を行い水道事務所に郵送または電子データで送付するものとする。

7・4 給水装置所有者への引き渡し

工事事業者は、工事完了検査後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。

<解説>

所有者へ給水装置の引き渡しは、次により行う。

- 1 給水装置工事図面（写し）一式を引き渡すとともに、工事内容等について説明すること。
- 2 給水装置の管理区分（水道条例第17条 給水装置の管理義務）等の内容について説明すること。

【水道条例第17条】

（給水装置の管理義務）

第17条 使用者又は所有者は、水道水が汚染され、又は漏水することのないよう十分な注意をもって給水装置を管理しなければならない。

2 使用者または所有者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 給水装置を器物または施設と連結して使用することにより水道水を汚染させないようにすること。
- (2) メーターの点検、検査、取替え又は修繕の障害となる建築物、工作物又は物件をその設置場所に設置しないこと。

(3) メーターの点検、検査、取替え又は修繕を妨げる行為をしないこと。

(4) 給水装置に異状があると認めたときは、直ちに管理者に届け出ること。

3 管理者は、第1項又は前項第1号から第3号までの規定に違反した者に対し、水道水の汚染又は漏水の防止、障害の除去その他の必要な措置を執ることを命ずることができる。

4 給水装置に異状があり、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、市においてその費用を負担することができる。

5 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者又は所有者の責任とする。